

条件書 MV54 (2)_250128

1. 本条件書において、次の用語を以下のとおり定義するものとします。

- (1) 「AWS」とは、Amazon Web Services, Inc. (以下「AWS 社」という)が管理・運営するアマゾン ウェブ サービスを意味します。
- (2) 「SW 社」とは、乙がクラウドあんしんバック for AWS エントリーとして提供する「AWS」の供給元である株式会社サーバーワークスを意味します。
- (3) 「機器」とは、本契約第4条第3号にもとづき甲が乙に提示する乙の書式(以下「管理台帳」という)で特定される乙所定の機械装置を意味します。
- (4) 「ソフトウェア」とは、「機器」に搭載するコンピューター・プログラムのうち、「管理台帳」で特定される乙所定のコンピューター・プログラムを意味します。
- (5) 「対象製品」とは、「機器」および「ソフトウェア」の総称を意味します。ただし、次の機械装置、器具類およびコンピューター・プログラムを除くものとします。
 - ① ルーター、ブリッジ等を介して接続される別ネットワークの機械装置、器具類およびコンピューター・プログラム
 - ② 乙が別途甲に対して切り分け対象外である旨を通知する機械装置、器具類およびコンピューター・プログラム

2. 本契約第3条第1項にもとづき、乙が甲に提供する「支援業務」のサービス内容は次のとおりとします。

- (1) 「AWS」上で動作する Windows サーバーOS に対して「AWS」を利用する環境への移行または構築を乙所定の手順で実施します。なお、当該作業については、乙の営業日かつ営業時間内で実施するものとし、甲が別途定時外保守付加サービスを締結している場合でも当該作業の実施には適用されないものとし、当該作業を乙の営業時間外で実施する場合は別途有償で対応するものとします。
- (2) 前号の「支援業務」の実施にあたり、Active Directory と Windows Server Update Services は、異なる Windows サーバーOS 上に移行または構築するものとします。
- (3) 第1号の「支援業務」にもとづいて「AWS」を利用する環境を提供します。
- (4) 「対象製品」に障害が発生した場合、乙は乙の指定する技術者の電話または訪問により障害発生箇所を調査します。ただし、当該調査の一次対応は電話で行うものとし、乙が必要と判断した場合、訪問するものとします。なお、以下に該当する場合、障害発生箇所を特定することができないことがあります。
 - ① 「対象製品」のメーカーまたはベンダーへの確認が必要な場合において、乙が当該メーカーまたはベンダーのサポートを受けられないとき
 - ② 「対象製品」のメーカーまたはベンダーが推奨または動作保証しない構成が含まれるとき
- (5) 前号の「支援業務」には、次の作業は含まないものとします。
 - ① 障害発生原因の究明ならびに「対象製品」の修理・修復作業
 - ② 「対象製品」のファームウェアのバージョンアップ版・パッチの適用作業
 - ③ AWS 上で動作する Windows サーバーOS のアップグレード作業
 - ④ 乙が指定するセキュリティ対策ソフトウェア以外のアプリケーションに対する作業
- (6) 「対象製品」に障害が発生した場合、乙は第4号に定める「支援業務」を実施のうえ、障害の原因となった「対象製品」に対し、以下の作業を実施します。
 - ① 第1号で実施した「支援業務」の範囲を対象とするスナップショットからのリストア
 - ② Active Directory Domain Service については、複製/同期の機能による再設定
 - ③ VPN ルーターについては、VPN 接続における「AWS」との障害切り分け(ハードウェア障害を除く)および「AWS」との VPN 接続設定を構築時の状態に再設定
- (7) 甲は、前号①のリストアに際し、「特定個人情報」を取扱わないことを条件として、甲のデータを含むバックアップからのリストアについては、「特定個人情報」の有無に関係なく実施します。当該作業の実施にあたり、甲のコンピューター・プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。
- (8) 甲が利用する通信回線または甲のネットワーク環境における不通および負荷等により遅延が発生しているとき、甲は、AWS 上の動作に影響する可能性があることを了承します。
- (9) 甲が「AWS」スケールアップオプションの付加を選択した場合、甲が指定するスケールアップを行うものとします。
- (10) 甲が「AWS」ストレージ追加オプションの付加を選択した場合、甲が指定する種類・容量のストレージを追加します。*1
- (11) 甲が「AWS」データ転送量追加オプションの付加を選択した場合、甲が指定するデータ転送量の基準値を追加します。*2
- (12) 前号の「AWS」ストレージ追加オプションを本契約開始後に契約または解約する場合、乙は乙の指定する技術者の訪問によりドライブの割り当てまたは削除を実施します。
- (13) 甲が拠点追加オプションを選択した場合、乙は乙の指定する技術者の訪問により、VPN 接続設定を実施します。
- (14) 甲が契約するストレージ容量に応じたデータ転送量の基準値を超過した場合、超過したデータ転送量に応じた料金が発生するものとし、乙は甲に乙所定の当該料金を請求できるものとします。なお、データ転送量の実績は毎月1日から末日までの使用量を対象とします。ただし、解約した場合は解約日までの使用量を対象とします。*3
- (15) 「AWS」の基本サービスおよびストレージ追加オプションが解約およびその他の事由により終了する場合、「AWS」に格納されたデータは削除されるものとします。甲は、当該終了前に、自らの責任をもって必要なデータ等を「AWS」から退避させるものとし、甲がデータ退避忘れ等に起因する直接/間接の損害を被った場合でも、乙は一切の責任を負わないものとします。

*基本サービスのデータ転送量(下り)基準値は300GB/月です。

*1: ストレージ追加オプションを1契約追加ごとに50GB/月がデータ転送量の基準値に加算されます。

*2: データ転送量追加オプションを1契約追加ごとに500GB/月がデータ転送量の基準値に加算されます。

*3: 毎月1日から末日までの1ヶ月単位でデータ転送量の基準値を超過した場合、100GBごとに4,000円を請求いたします。

(100GB未满是100GB単位に切り上げます)

3. 本契約第4条に次の条項を追加します。

- (1) 甲は、「SW 社」が甲の技術的問題に関する支援を行なうことを目的として AWS サポートに加入することについて承諾するものとします。
- (2) 甲は、乙所定の登録情報等(以下「登録情報」という)を乙に提供するものとし、変更が生じた場合には速やかに報告するものとします。

- (3) 甲は、乙が「AWS 社」および「SW 社」へ「登録情報」を提供することについて承諾するものとします。
- (4) 甲は、自らのアカウント情報（Account Number、Access Key ID、Secret Access Key、以上を総称して以下「AWS アカウント情報」という）、ログイン ID、パスワードその他の管理情報の使用/管理に関する一切の責任を負うものとします。
- (5) 甲は、「AWS アカウント情報」が第三者によって不正に使用されたことが判明した場合、直ちに乙にその旨を連絡し、「AWS アカウント情報」の再発行および漏洩した「AWS アカウント情報」からのアクセスを遮断するために必要な合理的な費用を負担するものとします。
- (6) 甲は、「SW 社」が甲の「AWS アカウント情報」および「AWS」の利用状況にかかる統計データを保持することについて承諾するものとします。
- (7) 甲は、「AWS 社」が以下のサイトに掲示する AWS カスタマーアグリーメントおよび適用される法律にもとづいて「AWS」を利用するものとします。
<https://aws.amazon.com/jp/agreement/>
- (8) 甲は、「AWS」を利用するために別途必要とする設備等（機器、ソフトウェア、電気通信回線を含む）についての一切の責任を負うものとします。
- (9) 甲は、次の各号のいずれかに該当するとき、「AWS」の提供停止および利用制限について承諾するものとします。
- ① 「AWS 社」または「SW 社」が行なう定期的もしくは臨時の点検（修復、改良を含む）のとき
 - ② インターネット上の通信事情の変化または当社もしくは「AWS 社」のシステム上の都合等により必要があるとき
 - ③ 「AWS 社」が定める規約等に基づく制限または「AWS 社」からの指示があるとき
- (10) 甲が次の各号のいずれかに該当するとき、「AWS」の提供を停止または利用を制限することができるものとします。
- ① 契約上の規定に違反したとき
 - ② 「AWS 社」が定める規約等に違反した、または違反したと認める相当の事由があるとき
 - ③ 「AWS」または他の「AWS 社」の顧客システムまたはコンテンツに悪影響を与える可能性があるとき
 - ④ 「AWS 社」、「AWS 社」の関連会社または第三者に損害が生じる恐れがあるとき
 - ⑤ その他、乙または「AWS 社」、「SW 社」が不適切と判断するとき
- (11) 甲が、本契約を複数締結している場合、そのいずれかの契約において違反したとき、そのすべての契約に係る「AWS」の提供を停止することができるものとします。
- (12) 前二号に基づき乙または「SW 社」が行った措置の結果により甲に生じた直接的または間接的な結果について、乙および「SW 社」は一切その責を負わないものとします。
- (13) 「AWS」の利用に際しては以下に定める行為（それらを誘発する行為や準備行為も含みます）を禁止するものとします。甲がこれらに違反した場合、乙および「SW 社」は甲に対して、それらの行為を差し止める権利およびそれらの行為によって乙および「SW 社」が蒙った損害または甲が得た利益相当額を乙および「SW 社」の受けた損害として損害賠償を請求する権利を有するものとします。
- ① 日本国または利用の際に甲が所在する国・地域の法令に違反する行為
 - ② 社会規範・公序良俗に反するもの、または、他人の権利を侵害し、もしくは他人の迷惑となるようなものを「AWS」上のシステムで掲載、開示、提供または送信したりする行為
 - ③ 他人の使用するサーバー、ソフトウェア、ハードウェアなどの機能を破壊したり、妨害したりするようなプログラムなどを送信・アップロード等する行為
 - ④ 「AWS」を妨害する行為、または、「AWS」のサーバーもしくはネットワークの機能を破壊もしくは妨害する行為
 - ⑤ 「AWS」提供の趣旨に照らして本来のサービス提供の目的とは異なる目的で利用する行為
 - ⑥ 「AWS」に関連して反社会的勢力に直接または間接に利益を提供する行為
 - ⑦ 「AWS 社」が定める規約に反する行為
 - ⑧ その他、乙または「SW 社」が不適切と判断する行為
- (14) 「AWS」の各機能は、提供時点において「SW 社」が提供可能なものであり、「AWS」が甲の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、期待する成果を実現すること、不具合を起こさないこと、中断しないこと、および利用結果を含め、乙および「SW 社」は、甲に対し「AWS」に関する何らの保証も行わないものとします。
- (15) 「SW 社」による個人情報の取扱いについては、「SW 社」が以下のサイトに掲示する「SW 社」のプライバシーポリシーの定めによるものとし、甲は、当該プライバシーポリシーに従って「SW 社」が甲の個人情報を取り扱うことに同意するものとします。
<https://www.serverworks.co.jp/corporate/privacy-policy>
- (16) 甲は、「AWS」の利用にあたって、「AWS」の提供、マーケティングを目的として「SW 社」が受領した個人情報を「AWS 社」が収集、加工、処理および使用することに同意するものとします。

3. 本契約第 6 条第 1 項を次のとおり変更します。

本契約期間は「契約明細」記載のとおりとします。ただし、当該契約期間満了の 2 ヶ月前までに甲乙いずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合、更に 1 年間更新するものとし、以後の更新も同様とします。

4. 本契約第 6 条第 2 項に次の但書を追加します。

ただし、契約開始日から 4 ヶ月未満で、甲が本契約を解約する場合、別途乙所定の解約加算金が発生するものとし、乙は甲に当該料金を請求できるものとします。

5. 本契約第 8 条に次の条項を追加します。

甲が「対象製品」を変更する場合、乙は当該変更内容に応じて「保守サービス料金」を改定するものとします。

6. 本契約第 9 条に次の条項を追加します。

甲が「対象製品」に関し、本契約以外に乙または他の事業者と保守等の契約を締結している場合においても、甲は本契約にもとづく「料金等」を支払うものとします。

7. 本契約第 15 条に次の条項を追加します。

- (1) 乙は、「支援業務」の実施により「対象製品」の障害が必ず是正されることを保証するものではありません。
- (2) 「支援業務」の実施に起因する甲のコンピューター・プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。

以上